

平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	1	府省庁名	総務省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	放送ネットワーク災害対策用設備等に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 被災情報や避難情報など国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、民間ラジオ放送事業者による予備放送設備等の整備に対して、課税標準の特例措置を適用する。</p> <p>対象者：民間ラジオ放送事業者 対象設備：災害対策のために取得した予備送信設備等（送信機、電源設備、アンテナ等） （自然災害の可能性の高い場所にある送信所について、新たに一体的に整備する場合に限る）</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>①適用期限の2カ年延長（平成28年3月31日までの適用期間を平成30年3月31日まで延長） ②課税標準の特例措置について、3年間3/4を5年間1/2に拡充 ③特例措置の対象となるラジオ送信所の設置場所に係る災害の種類の特例措置を拡充（「津波」、「洪水」、「土砂災害」であるところ、「液状化」を追加）</p>		
関係条文	<p>放送法第108条、放送法施行規則第86条の2、第101条の2 地方税法附則第15条第36項、地方税法施行規則附則第6条第59項 租税特別措置法第44条の5第2項、租税特別措置法施行規則第20条の15第3項</p>		
減収見込額	<p>[初年度] ▲16 （ ▲5 ） [平年度] ▲55 （ ▲13 ） [改正増減収額] - （単位：百万円）</p>		
要望理由	<p>（1）政策目的 放送は、国民が安心・安全で豊かな生活を送る上で必要不可欠な存在であり、東日本大震災においても、特にラジオは、停電発生時の被害情報、避難情報の提供等国民の生命・財産の安全確保に極めて重要な役割を果たしたが、一方で、津波による浸水により、停波した民放ラジオ親局もあったことから、災害発生時の情報伝達の途絶をなくす必要がある。</p> <p>現在、首都直下型地震や南海トラフ巨大地震等の大規模災害が見込まれる中、そうした災害発生時においても情報提供を確実なものとするため、自然災害の被害を受けやすい場所（ハザードマップ等）に立地する既設のラジオ局の災害対策を促進させることによって、放送が途絶するリスクを限りなく0に近づけるとともに、災害発生後も引き続き国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供を確実なものとし、地域の耐災害性の向上を図る。</p> <p>（2）施策の必要性 災害時における情報提供を確実なものとし、国民の生命・財産の安全を確保する公共性・公益性の観点から、引き続き国として、ラジオ放送事業者による取組を推進していく必要がある。</p> <p>平成22年の放送法改正により放送施設の安全・信頼性に係る技術基準が策定され、必要最低限の一律の設備整備が義務付けられたが、地理的環境等によって個々の事業者、個々の放送施設ごとに異なる災害リスクを踏まえたより強固な災害対策については、事業者の対応に差異が生じ、災害時における情報不足による被害拡大が懸念される。</p> <p>国民の生命・財産の安全確保に必要な情報提供を維持・強化するためには、引き続き、集中的に災害対策が実施される必要があり、そのため、本特例措置の継続により、ラジオ放送事業者による設備投資へのインセンティブを付与することが必要である。</p> <p>さらに、本特例措置の適用期間及び措置率の拡充を図り、また、対象となっているラジオ送信所の設置場所に係る災害の種類の特例措置は、「津波」、「洪水」、「土砂災害」であるところ、「液状化」による被害を受ける可能性のあるラジオ送信所も対象要件に追加することとし、もって、災害時における情報提供をより確実なものとし、地域の耐災害性のさらなる向上を図る。</p>		
本要望に対応する縮減案	-		
		ページ	1—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	平成 28 年度概算要求における政策評価体系図 【総務省政策評価基本計画(平成 24 年総務省訓令第 17 号)】 V.情報通信(ICT政策) 3.放送分野における利用環境の整備
	政策の達成目標	災害時における被害情報や避難情報等の提供を確実なものとするため、放送ネットワークの災害対策強化を促進することとし、自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率を平成 30 年度までに 100%とする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで(2 年間)
	同上の期間中の達成目標	災害時における被害情報や避難情報等の提供を確実なものとするため、放送ネットワークの災害対策強化を促進することとし、自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率を平成 30 年度までに 100%とする。
	政策目標の達成状況	自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率 平成 25 年度: 19% 平成 26 年度: 30%
有効性	要望の措置の適用見込み	平成 28 年度 49 件(事業者アンケート等による見込み) 平成 29 年度 78 件(事業者アンケート等による見込み)
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置の拡充・延長により、今後大規模災害等が見込まれる中で、ラジオ放送事業者において災害対策のため、送信所設備、予備送信設備等への追加投資が促進され、これら設備の整備によって、災害時における国民への情報提供手段の強化が期待され、また、地域の耐災害性のさらなる向上が期待できる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税 対象設備に係る特別償却の適用(法人税)
	予算上の措置等の要求内容及び金額	○放送ネットワーク整備支援事業 被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、 ①放送局の予備送信設備、災害対策補完送信所、緊急地震速報設備等の整備費用 ②ケーブルテレビ幹線の 2 ルート化等の整備費用 の一部を補助 (1)平成 28 年度要求額: 7 億円 (2)事業主体、補助率: 地方公共団体 補助率 1/2 第 3 セクター、地上基幹放送事業者等 補助率 1/3
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	災害時における国民の生命・財産の安全確保に必要な情報が適切に提供されるよう、災害リスクを考慮した放送設備の災害対策の強化等を、制度、予算及び税制の対応を併せて、総合的に推進するもの。 特に、災害対策は、いつ起こるかかわからない大規模災害への備えとして推進するものであり、可能な限り早期における対応が求められるところ、本特例措置は、固定資産税の負担を軽減することにより設備投資負担を軽減するものであり、事業者における多額の設備投資を前倒しして実施させる効果が期待されることである。
	要望の措置の妥当性	首都直下型地震、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が見込まれる中、災害時における国民の生命・財産の安全確保に必要な情報の提供を確実なものとすることは、公共性・公益性の観点から国として取り組むべき課題である。 ラジオ放送事業者における災害対策の早期対応を促進するためには、早期の設備投資を促進するためのインセンティブを付与するとともに、減税分による更なる追加投資の意欲を喚起する税制上の特例措置が政策上有効であり、その恩恵は災害時における地域住民の生命・財産の安全の確保につながるものであり、妥当性がある。 また、本特例措置により災害対策が早期に実現され、災害等においても地域住民の生命・財産等の安全のより確実な確保に資することが見込まれるため、必要最小限の措置として、税収減を是認できるものと考えられる。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成26年度 2件(1百万円)(実績) 平成27年度 16件(7百万円)(確認済みの整備計画数(10件)及び事業者アンケート(6件)等による見込み)</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>首都直下型地震、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が見込まれる中、災害対策としての送信所整備、予備送信設備等の整備は、災害時における放送による国民への情報提供を確実なものとし、国民の生命・財産の安全を確保する観点から喫緊の課題である。東日本大震災の際、長時間の停電発生時の情報入手手段がほぼラジオに限定されたという経験を踏まえ、ラジオ送信所の強化が最重要であるが、平成26年度末現在で自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率は30%であり、対策が行われているものの、平成30年度までに100%にするため対策をさらに加速させることが必要。</p> <p>この対策のために必要な設備の取得に係る税制の特例措置の適用により、ラジオ放送事業者の投資を誘発し、災害対策等の早期実施を促すことを通じて、上記整備率の目標を達成することができ、もって、災害発生時に放送が途絶するリスクを限りなく0に近づけるとともに、災害発生後も引き続き国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供を確実なものとし、地域の耐災害性の向上に資するもの。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>(1) 放送施設の災害対策の強化</p> <p>① 約3割の放送事業者における予備送信所の整備、極力多くの放送事業者における可搬型予備送信機の配備等。</p> <p>② 予備電源が未整備の中継局約40局のうち、約半数の局における整備、極力多くの放送事業者における可搬型予備電源の配備等。</p> <p>(2) 災害放送の迅速・正確な実施</p> <p>緊急地震速報、緊急警報放送、公共情報commons、Wi-Fi 利用放送システムについて、極力多くの放送事業者等における導入。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>今般、自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局(22局)について、平成30年度までに移転・FM補完局等の整備を100%達成することを新たに目標とし、事業者アンケート調査の結果等を踏まえ、各年度の達成目標を設定したものの、本目標は、国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)及び国土強靱化アクションプラン2015(平成27年6月16日国土強靱化推進本部決定)に記載され、国土強靱化の取組の指標として推進しているものであり、災害発生後も引き続き国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供を確実なものとし、地域の耐災害性の向上を図るという本税制の政策目標の達成が、国土強靱化の取組に資するものであることから、より適切に測定することができる指標であるため設定したものの、なお、前回の評価時の達成目標については、租税特別措置等の適用条件が要求時から大きく変更されているため把握は困難。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成26年度 制度創設</p>
<p>ページ</p>	<p>1—3</p>